

「架空請求対策パッケージ」に掲げられた施策の進捗状況について①

○ 平成30年7月に策定された「架空請求対策パッケージ」については、関係省庁や関係団体により、取組が着実に進められている状況。

架空請求事業者から消費者への接触防止

① 架空請求に使われた電話番号への架電

- 警察庁(H30.4～H30.9)及び消費者庁(H30.8～H30.10)において、約8,000の電話番号を対象として実施。

② 携帯電話の利用停止等

- 都道府県警察において、約10,000件の情報提供を実施(H30.1～H30.9)。

消費者から架空請求事業者への連絡防止

① 消費者庁による啓発資料の作成

- 手口の変化に応じ、2種類の資料を作成(H30.8及びH30.11)。
- 関係省庁、地方公共団体及び関係団体(※)の協力を得て周知。
 ※ 全国食支援活動協力会、全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、消費者関連専門家会議、日本経済団体連合会、日本損害保険協会、日本冷凍空調工業会、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

② 政府広報の実施

- 「やらなくちゃ！防サギ」をテーマに、高齢者の被害防止キャンペーンを展開(H30.10～)。

③ 消費生活上配慮を要する者への対応

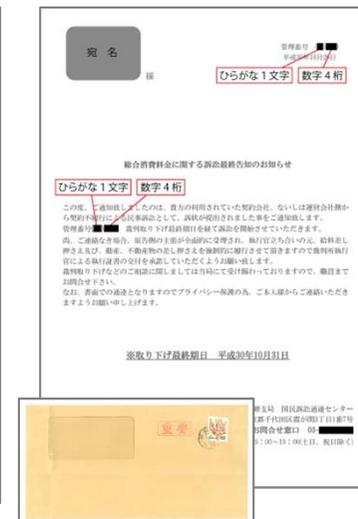
- 警察庁において、捜査過程で押収した名簿を基に個別の周知を実施。
- 消費者庁において、全国96の消費者安全確保地域協議会に対して51万枚の啓発資料を送付し、周知を実施。



消費者庁において作成した啓発資料



政府広報における啓発資料



国民生活センターからの注意喚起で掲載された、封書での架空請求事例

「架空請求対策パッケージ」に掲げられた施策の進捗状況について②

消費者による架空請求事業者への支払の防止

①不正利用口座に関する情報提供

- 金融庁において、H30.7及びH30.11に、不正利用口座に関する情報への対応状況を公表。
※ 寄せられた情報の約9割で、強制解約・利用停止。

②業界団体の取組

- 日本フランチャイズチェーン協会において、傘下のコンビニエンスストア各社が複合端末の画面の見直し等を検討中(1社は既に実施済み)。
- 日本資金決済業協会において、これまで実施してきた詐欺被害防止のためのチラシの配布等の架空請求対策を継続。
- 日本仮想通貨交換業協会において、「マネー・ローンダリング対策」を含む自主規制規則を策定し、運用開始。

警察による取締りの推進

○犯行拠点の摘発・中枢被疑者等の検挙の推進、預貯金口座や携帯電話の不正売買等の検挙の推進

- 45か所の犯行拠点を摘発、中枢被疑者38人を検挙(H30.9末時点)するなど、都道府県警察において取組を推進。

個人情報保護の推進

○個人情報保護委員会による個人情報の取扱いに関する広報の実施

- 関係者向けに説明会への講師派遣を22回実施(H30.7～H30.10)。
- 事業者及び消費者向けの注意喚起を公表(H30.9)。